

2018/06/27 05:00

記者の眼

## ほど遠い行政のIT化、FAXを廃止できない理由

大豆生田 崇志 = 日経 xTECH / 日経コンピュータ

日経 XTECH

東京都目黒区で当時5歳の女兒が父親の虐待を受けて死亡していたという、いたましい事件が2018年6月に報道された。注目されたのは児童相談所などがいまだにFAXで情報をやりとりしている事実だった。

政府は2018年6月15日に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」と「未来投資戦略」の改訂を閣議決定した。府省がITを活用する政策を始めたり、来年度予算を概算要求したりする根拠となる国のIT政策の基本になるものだ。国内のIT関係者に大きな影響を与える。



経済財政諮問会議・未来投資会議合同会議を伝える首相官邸ホームページ

出所：首相官邸

[\[画像のクリックで拡大表示\]](#)

世界最先端IT国家創造宣言は「紙の添付書類の提出がオンライン化の大きな阻害要因」だと指摘する。しかし、盛り込まれているのは企業の目線で行政手続きなどを電子化する内容が中心だ。行政そのものの効率化には、いまだにFAXを使っている業務を見直す必要がある。

## 虐待情報の共有はFAX頼み

東京都目黒区で女兒が虐待を受けて亡くなった事件では、児童相談所などの間の情報共有のあり方に課題があったと伝えられている。全国の児童相談所は関与している子どもが他の自治体に転居して行方が分からなくなると、「FAXで全国の児童相談所に関わりがないか、問い合わせしている」（東京都児童相談センター）。

なぜ、いまだにFAXを使っているのか。実は児童相談所が個人情報やりとりする場合はFAXしか使えない事情がある。

全国の児童相談所は国の法律や通知ではなく、「全国児童相談所長会」という任意団体の申し合わせに基づいて情報を共有している。かつて所長会ではせめてメールで情報共有できないかという議論が起こったという。検索のしやすさなどを考えれば当然だろう。

しかし、児童相談所は自治体ごとの組織だ。「自治体ごとの個人情報保護条例や情報セキュリティ基準などが異なるので、メールで個人情報をやり取りするのは難しい」（東京都児童相談センター）。当面可能な対応策としてFAXを使うことになった。

つまりITで個人情報を守る手段は様々あるにもかかわらず、自治体間で情報共有する方法としてはFAXのほうが安全とみなされているわけだ。最近になって厚生労働省がメールで情報を共有できないかと自治体に働きかけを始めていて、情報共有の方法を見直すと伝えられている。

自治体や行政機関ごとの個人情報保護ルールの違いは「個人情報保護法制2000個問題」と呼ばれる。2016年12月に成立した「官民データ活用推進基本法」はこの問題の解消を求めたのに、いまま禍根を残しているわけだ。

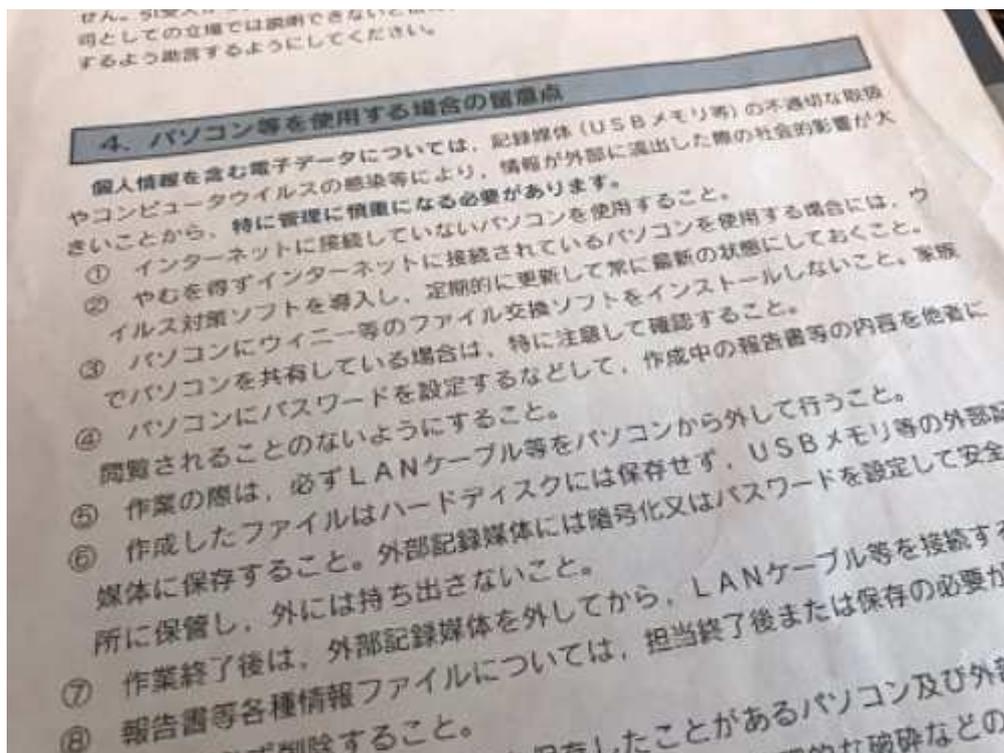
## ちぐはぐな情報セキュリティ対策

読者には信じがたいだろうが、「個人情報扱う」という理由で行政機関がITを活用できない旧態依然とした例は枚挙にいとまがない。もう1つ例を紹介しよう。

犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする保護司という役職がある。地域で犯罪をした人や非行歴のある少年の立ち直りを助けたり、犯罪予防のための啓発に努めたりする。法務大臣の委嘱を受ける非常勤の国家公務員だが、給与はない民間ボランティアだ。

保護司は犯罪や非行をした人たちと定期的に面接して、更生に向けた指導や生活の助言や就労の手助けを担う。法務省の地方支分部局である保護観察所に報告書などを提出していて、Word形式の書式を公開している地方の保護司会もある。

ところが、法務省保護局が保護司に配布している「保護司のための保護観察・生活環境の調整の進めかた」というマニュアルによると、保護司がパソコンで報告書を作成する際の留意点に一風変わった記述がある。



法務省保護局が配布する「保護司のための保護観察・生活環境の調整の進めかた」

[画像のクリックで拡大表示]

「インターネットに接続していないパソコンを使用する」「作業の際は必ずLANケーブルなどを外して行う」「作業終了後は、外部記録媒体を外してから、LAN

ケーブルなどを接続する」「作成したファイルはハードディスクに保存せず、USBメモリーなどの外部記録媒体に保存する」などとある。

マニュアルにはウイルス対策ソフトの導入やソフトウェアの更新のほか、外部記録媒体のデータは暗号化やパスワードを設定するといった一般的な対策もある。一方で、なぜUSBメモリーに保存しなければならないのだろうか。

法務省の地方支局である東京保護観察所に問い合わせると、「パソコンはインターネットにつながっていると個人情報外部に漏れてしまう恐れがあるので、文書を作成するだけのワープロの機能を使って作成を求めている」と説明する。外部記録媒体への保存を求めているのは「ハードディスクに保存すると外部から侵入された場合に漏洩する恐れがあるためではないか」（同）という。

管轄する法務省保護局など関係団体は全国の保護司に同じ記述があるマニュアルを複数配布している。そこで保護局の担当者に根拠を尋ねると、「保護司はパソコンを使い慣れていない高齢の方も多いため注意を求めている」と話す。ただ、どうやら背景にあるのは合理的な情報セキュリティ対策というよりも、「ネットに接続しているパソコンからは個人情報が流出する危険がある」という根強い認識のようだ。

保護司が扱うのは前科・前歴のある個人の情報なので極めて秘匿性が高い。情報セキュリティ対策を重視するのは当然と言える。しかし保護司は報告書を郵送しなければならない、書留ではなく普通郵便を利用しても良いとされている。個人情報を守らなければならないわりには、ちぐはぐさが目立つ。単に行政機関の情報化担当者やITベンダーが、安全に個人情報を扱う仕組みを提案したり信頼を得たりすることができていないだけではないか。

## 裁判所のFAXをなくせるか

現在も紙やFAXのやりとりが中心である役所の代表格が、裁判所である。「未来投資戦略」は裁判所に対して、「民事訴訟に関する裁判手続きなどの全面IT化の実現を目指すこと」を求めている。

現在、弁護士が民事訴訟の訴状を作成する場合、原告と被告、裁判所の最低3部の書面を作って押印して提出する必要がある。さらに、訴状以外の裁判で扱う書面は裁判所と相手方に郵送するかFAXで送る。受け取った側は押印と日付を書き込んで、裁判所と相手方にそれぞれFAXで受領書を送り返している。紙とFAXしか使え

ないアナログぶりがいまでも残るのは、法律で訴状などは書面と定められているからだ。

未来投資戦略は2019年度から「ウェブ会議などを積極的に活用する」ことや、新たな法整備について「法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備」するよう求めている。裁判へのIT導入に詳しい研究者は「これまで20年間求めてきたことだ」と口をそろえる。

ばらばらの個人情報保護制度や不十分な情報セキュリティの知識、さらには法律の壁。同様の例は他の行政機関でも多いはずだ。世界最先端のデジタル国家を目指すには、人工知能（AI）技術の活用なども重要かもしれない。しかし、まずはITの進展から取り残されている分野のデジタル変革のほうが日本の成長戦略に急務だと考える。

---